

デジタル社会の推進と人口減少への対応による 新たな地方創生の実現に関する重点提言

我が国における急激な人口減少は、行政サービスも含め、担い手不足が急速に深刻化する中、インフラや公共交通、物流の維持等に支障を生じさせ、あらゆる社会課題に対応しなければならない局面を招いており、日本社会の将来にも大きな影響を及ぼすと考えられる。

都市自治体の多様な取組にもかかわらず人口減少に歯止めがかからないなど、地方の置かれている状況は極めて厳しいものがあり、その克服に向けて、地方創生の取組が極めて重要である。

また、公共サービス等を維持・強化するためには、デジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタル技術を活用した効率化と利便性向上に取り組むことが必要である。

このような中、国においては、人口減少や少子高齢化に対応するため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定する「地方創生2.0」を掲げている。

政府においては、今こそ人口減少、東京一極集中の是正などについてこれまでになく大胆な政策を打ち出し、強力に推進することが必要である。

よって、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 人口減少への対応による新たな地方創生の実現

- (1) 「地方創生2.0」の起動に当たり、少子化対策を軸とした人口減少対策、東京一極集中の是正を明確にした我が国のグランドデザインと今後の地方創生の取組の方向性を示すこと。
- (2) 都市自治体が地方版総合戦略に基づき、国と地方の役割分担のもと、地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を自主的・主体的に継続して実施できるように支援することに加え、誰もがチャレンジでき、若者・女性に選ばれる地方、誰もが安心して子どもを産み育てることができる地方、多様性のある地域分散型社会づくりに向け、これまでになく大胆な政策を打ち出し、強力に推進すること。
- (3) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による

地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

- (4) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (5) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

2. デジタル社会の推進による新たな地方創生の実現

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進は、人口減少が進む地方における農林水産業、教育、医療、交通などの様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、地域における自由な発想と創意工夫を凝らした様々な取組に対し支援を継続すること。
- (2) 地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、人材還流促進など当面のデジタル人材確保策を強化するとともに、今後のデジタル社会を見据えて、地方においても、デジタル人材の育成・確保に資する教育の充実と産業の育成について積極的な取組を行うこと。

3. 地方への人の流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、地方でのテレワークや「転職なき移住」を推進し、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住、二地域居住等を更に推し進め、分散型国土の具現化を図ること。

また、政府関係機関の地方移転について、一部の機関や機能の移転にとどまることなく、国がより一層主体的に取り組み、地方への移転を促進すること。

- (2) 地方への人の流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充すること。

また、移住支援金や起業支援金については、これまでの自治体の取組が継続できるよう引き続き支援をするとともに、更なる制度の拡充や要件の

緩和を図ること等により、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を図ること。さらに、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。

- (3) 地域おこし協力隊について、地域要件の緩和や応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (4) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- (5) 多くの若年層が就職をきっかけとして東京圏に転入していることから、都市と地方の賃金格差を解消し、地方における所得の向上を図ること。
- (6) 企業の地方移転を促進する税制措置の強化やサテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
- (7) 地方創生に係る交付金のうち、サテライトオフィスの整備・利用促進等に対する支援事業について確保・充実を図ること。
- (8) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、都市自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要があることから、令和7年度以降も税額控除の特例措置を延長すること。

4. 新たな地方創生の実現に向けた財源の充実

人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど十分な地方財源を確保すること。

地方創生に係る交付金については、これまでにない新たな地方創生の取組を推進できるよう、その拡充を図ること。

なお、交付金の申請や採択に当たっては、各自治体の創意工夫を尊重し、都市自治体の意欲的な地方創生の取組に支障が生じることのないよう対応すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

5. 安心安全な暮らし

- (1) 孤独・孤立対策については、「孤独・孤立対策推進法」に基づく新たな重点計画が策定されたことから、計画に定められた基本的な方針の下、官・民・NPO等、多様な主体の総力を結集して、それぞれの地域において、その実情に応じた施策を展開できるよう、継続的な財政支援をはじめとして必要な支援を行うこと。
- (2) 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、保健・医療・介護・福祉・教育などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。
また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リンクワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。
- (3) 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切にす伴走型で進める必要があり、ボランティアやNPO等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。

行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている中、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、デジタル社会の実現に向けた重点計画や国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針等に基づき、国を挙げたデジタル改革が進められている。

都市自治体においても、自治体DX推進計画等を踏まえ、自治体フロントヤード改革や基幹業務システムの統一・標準化、マイナンバーカードの利活用シーンの拡大、セキュリティ対策の徹底など、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、都市自治体の意見を丁寧に聴き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体の取組を確実に支援すること。
2. 行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、都市自治体におけるデジタル人材育成・確保について、一般職と専門職双方において、具体的な取組がより一層進むよう、更なる支援措置を講じること。
また、事業者の都市部偏在による地方から都市部への人材の流出・偏在が顕在化していることから、デジタル人材の確保が難しい地域が取り残されることのないよう、国として、必要な対策を講じること。
3. 行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域

がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域社会のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

4. 都市自治体におけるセキュリティ対策について、地方自治法に基づき、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定が義務化されることから、早期に指針を示すなど十分な支援を行うこと。

5. 住民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、「書かない窓口」や「リモート窓口」の取組など自治体フロントヤード改革や内部事務のDX推進を積極的に支援すること。

また、デジタル技術の効果的な活用のため必要な規制の見直しについて、引き続き推進すること。

6. 基幹業務システムの統一・標準化の推進

(1) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについては、令和5年度から令和7年度までを「移行支援期間」と位置づけ、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うとしているが、すべての都市自治体が円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える都市自治体の意見を丁寧に聴き、実情を十分留意したうえで、必要な支援を行うこと。

特に、移行スケジュールについては、移行困難システムの状況を十分に把握したうえで、所要の移行完了の期限を設定する方針が示されているが、戸籍関連業務など移行期限までの移行が困難となるシステムが新たに判明しており、また、今後の増加も想定されることから、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、都市自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等も踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。

(2) システム移行に係る経費については、デジタル基盤改革支援補助金が、都市自治体の必要経費に対して大幅に不足している団体もあることから、

その状況を把握し、全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。また、移行期限を見直したシステムについては、令和8年度以降も同様に必要な財政支援を確実に講じること。

(3) ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行ったうえで、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定や為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を確実に講じること。

(4) ガバメントクラウドについて、セキュリティ対策や個人情報保護に支障が生じないように、万全を期すこと。

また、国内事業者の参入を積極的に推進すること。

7. 国・地方デジタル共通基盤の推進に当たっては、都市自治体の業務フローや実態を把握したうえで、制度・業務・システムの一体的な検討を進めること。

8. 個人に対する全国一律の給付金に係る事務などについては、国の直接執行を検討するなど、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の事務のあり方を検討すること。

9. 公金収納について、住民の利便性向上及び公金収納関係機関の事務の負担を軽減するため、e L T A Xを活用した公金収納のデジタル化の早期実現を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

10. デジタル社会の実現に不可欠な基盤である5G・光ファイバ等のデジタルインフラの整備については、すべての国民が、あまねくデジタル化の恩恵を享受するため、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域において確実に整備するとともに、都市と地方の格差が生じないように地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

11. マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の

効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、制度を安全かつ安定的に運営するとともに、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、取得メリットを含め国民への周知徹底等を図ること。

さらに、国においては、健康保険証利用の普及を図り、各種免許証との一体化、スマホへの搭載等の国民の利便性を高める取組を着実に推進するとともに、公金受取口座の利用用途拡充を検討すること。

12. マイナンバー制度の安全かつ安定的な運用が図られ、国民が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、関係機関等が一体となったチェック体制や誤った情報の紐付けを防止するシステムの構築等を講じるとともに、国として都市自治体の実情等を踏まえ必要な支援を行うこと。

13. マイナンバー制度運用に係る経費については、全額を国において措置すること。

特に、今後増加が見込まれるマイナンバーカードの更新等の経費について、都市自治体の負担が生じないよう継続的な財政措置を講じること。

また、都市自治体独自のマイナンバーカードの利活用を推進するため、十分な財政措置を講じること。

14. コンビニ交付の導入促進など都市自治体の業務の負担軽減や住民の利便性の向上に資する取組について、適切な財政措置を講じること。

15. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

16. 情報連携を有効に活用するため、都市自治体の担当職員にとって詳細かつ使いやすい事務処理要領となるよう更新するなど、技術的支援の充実強化を図ること。

17. マイナンバーカードの制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一及び郵便局等への委託など、住民の利便性向上とともに、マイナンバーカードの交付・更新事務の簡素化など、都市自治体の事務的負担の軽減が図られるよう必要な措置を講じること。

18. デジタル化の進展に伴い、個人情報等の利用が拡大していることから、個人情報保護法を適切に運用するため、都市自治体への助言など、地域の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

19. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。特に、令和6年の提案募集における重点募集テーマである「デジタル化」については、住民サービスの向上や都市自治体の業務効率化につながり、地方分権改革を深化させるものであることから、都市自治体からの提案を積極的に実現すること。

また、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力義務規定」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和5年3月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

さらに、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。
4. 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営を行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。
6. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。
7. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。
8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。
また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

9. 地方自治法に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 令和6年能登半島地震など、近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、改正国土強靱化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後においても切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、当初予算を含め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、制度の継続とともに対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

2. 地震・津波・火山対策の充実強化について

- (1) 地域における地震・津波・火山等災害防災対策を着実に推進するため、被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

- (2) 発生が懸念されている地震・津波の被害想定調査を早急を実施し、各都市自治体に示すとともに、シミュレーション映像を活用するなど、国民に対する効果的な啓発に取り組むこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備、

液状化対策等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

- (3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所などの避難施設、避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充するとともに、津波観測体制を強化すること。
- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策の強化については、積雪寒冷地域の課題を踏まえて、十分な財政支援を行うこと。

さらに、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業について、対象事業や財政措置を拡充すること。

- (5) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制、住宅火災による被害の軽減を図るため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。
- (6) 火山活動の常時監視・観測体制を強化するため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。
- (7) 火山活動による広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路・退避壕等の整備拡充、降灰の除去をはじめ火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等の降灰対策、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

3. 豪雨対策の推進について

- (1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

- (2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な

財政措置を講じること。

- (3) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

4. 土砂災害の防止について

- (1) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (3) 土砂災害警戒区域等の住宅・建築物・公共インフラの改修・移転及び擁壁等の対策工事に係る支援制度を充実すること。
また、避難場所として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るため、補強等施設整備に係る財政措置を充実すること。

5. 雪寒対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策をはじめ除雪業者の除雪待機費用などにも対応できるよう財政措置を拡充すること。
- (2) 雪寒地帯では、低温や凍結融解が繰り返されることによる凍上被害・凍結防止剤散布による塩害等により、冬期における道路施設等の破損が激しいことから、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実すること。
- (3) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

6. エネルギーの安定供給の確保等について

- (1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。
- (2) エネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能の強化のため、広域天然ガスパイプライン、液化天然ガス（LNG）の受入基地等のエネルギー

インフラの整備や広域的な燃料供給体制の構築に当たっては、国が主導的な役割を果たし、地理的バランスを確保しつつ、積極的に推進すること。

7. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災拠点となる庁舎や避難所等の機能強化

1) 近年、大規模災害の発生が懸念される中、その緊急性にかんがみ、災害時の都市自治体の業務継続性確保の観点から、防災拠点となる庁舎の建替え等について、財政措置を拡充するなど、その円滑な実施に資する特段の措置を講じること。

また、避難所等の耐震化や津波浸水想定区域にある施設の移転を一層推進するため、体育館、公民館等の公共・公用施設や災害拠点病院の建替え、大規模改修等についても、財政措置を拡充すること。

2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の広域的な確保、冷暖房器具や発電機等の非常用設備の導入、バリアフリー化、トイレカー、防災井戸の整備等、機能強化に係る財政措置を拡充するとともに、地域の実情に応じ、被災者支援体制を充実強化するための必要な措置を講じること。

(2) 避難対策に関する支援

1) 災害対策基本法に定める避難指示について、住民が一層適切な避難行動がとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に当たっては、平時から地域や福祉と連携するとともに、実効性のある計画が作成できるよう、必要な財政支援も含め、引き続き、積極的な措置を講じること。

2) 国主導により、都道府県域を越えた広域避難計画を策定するとともに、広域避難に際し混乱が生じることのないよう、広域避難時における避難情報の発令のあり方などについて明確化すること。

3) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。

4) 防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(3) 国・地方・関係事業者との連携強化

1) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和7年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。

2) 地震発生後、踏切の遮断機が長時間遮断され、住民の避難や緊急車両の通行が困難になる事態を回避するため、災害時における関係機関との間の連絡体制の整備や早期の遮断解消等に向けた対策など指定公共機関である鉄道事業者に対して必要な指導や支援を行うこと。

3) 帰宅困難者対策については、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、改定ガイドラインの早期提示、一時滞在施設、代替輸送手段の確保について、国として積極的に取り組むこと。

また、一時滞在施設の確保のため、施設管理者への損害賠償のあり方について、検討するとともに、必要な措置を講じること。

(4) 災害時の情報伝達手段の充実

防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充すること。

また、災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する確かな情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

(5) 防災分野におけるDXの取組の推進

国においては、新たな「国土強靱化基本計画」等に基づくDXの取組を着実に推進するとともに、AI等のデジタル技術を活用した防災情報の収集や避難対策など、都市自治体の防災分野におけるDXの取組についても積極的に支援すること。

8. 被災地支援の充実強化について

(1) 被災地の早期復旧を図るため、被災地自体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への

支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。

- (2) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和するなど、現場の実態に即した見直しを図ること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、半壊、一部損壊、床上浸水、液状化被害等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。

- (3) 災害援護資金貸付制度については、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。

- (4) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。

- (5) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。

また、早期復旧等のため、支援制度の拡充を図ること。

- (6) 罹災証明書の交付に係る被害認定調査について、被害の実態に即し、かつ迅速な判定が可能となるよう、簡素化を含む判断基準の設定を検討すること。

また、広域災害時に自治体間で迅速かつ効果的な応援・受援を可能とするため、住家被害認定調査システムを搭載した被災者支援システムの標準モデルを構築するとともに、災害に係る証明・申請書類の様式を統一すること。

9. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 大規模災害や緊急消防援助隊活動に対応するため、消防車両及び救助活動用資機材の整備、救急資機材の整備、耐震性貯水槽・防火水槽の整備、消防緊急通信指令施設の維持管理等、消防力強化に係る財政措置の拡充を図ること。

- (2) 常備消防及び非常備消防に対する交付税措置については、近年、頻発化、

激甚化する災害の実態を踏まえた消防需要に的確に対応できるよう、地域の実情をより反映した措置とすること。

- (3) 消防団員の人員及び安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消防団の装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。

また、「自らの地域は自ら守る」という精神の基、昼夜を問わず消防活動にあたる消防団員が年々減少していることを踏まえ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりや活動基盤の改善を支援するなど、引き続き消防団員の確保対策を推進すること。

東日本大震災からの復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (2) 災害援護資金貸付制度において、償還免除できる規定が定められているが、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に相当する場合についても、自治体が償還免除とすることができるよう免除要件を改めること。

また、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

さらに、自治体が、当該貸付金の支払を猶予した場合は、自治体から国への償還期間を延長すること。

あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に対し支援を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (3) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するための支援策を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 東日本大震災特別家賃低減事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、現状の制度を堅持し、更なる支援延長を講じること。

また、入居者の状況に応じた自治体独自の家賃の減免について支援すること。

さらに、災害公営住宅家賃低廉化事業については、令和3年度において見直された補助水準を維持するとともに、今後安定的に財政支援すること。

- (2) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支

援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

- (3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (4) 被災児童生徒就学支援等事業について、全額国費による支援を確実に講じること。
- (5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「被災者支援総合交付金」等について、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地の自立に向け、先進技術の導入や地域資源の活用など、地域産業の復興に係る支援措置を充実すること。
また、被災地への新産業の集積等、特段の措置を講じることにより、交流人口・関係人口、移住者の拡大を図ること。
- (2) 東日本大震災事業者再生支援機構等により震災前債務の買取支援を受けた事業者については、業績回復の遅れなどにより、その一定数が厳しい経営状況に置かれていることから、同機構等に一括返済して債権を買い戻す期限の延長や買い戻し時に必要となる資金調達への支援等について、個々の事業者の実情に応じて柔軟に対応すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。
- (2) 被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。
- (3) 被災地における下水道施設に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。

東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実を図るとともに、第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、国はその責任と財政負担により、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等

1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度を構築するとともに、継続的かつ安定的な財源を確保すること。

3) 被災者支援総合交付金及び福島再生加速化交付金並びに福島生活環境整備・帰還再生加速事業について継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、両交付金及び事業について、対象地域を拡大するなど柔軟な運用を行うこと。

4) 原発事故に伴う固定資産税及び都市計画税等の税収の減収分については、必要な財政措置を講じること。

(2) 放射性物質対策等

1) 放射性物質汚染廃棄物等の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値以下の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。

2) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良など必要な道路・交通対策を実施すること。

- 3) 除去土壌の搬出困難案件について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計及び財源確保を行うこと。
- 4) 河川・湖沼等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- 5) 「汚染状況重点調査地域」から生じた除去土壌の処分基準の策定など、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- 6) 仮置場の原状回復等に必要な予算を確保するとともに、農地への原状回復については、農地の機能回復が十分に図られない場合や従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における補完費用や損失に対し、財政措置を講じること。
- 7) 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援等により、その処理が完了するまで支援すること。

(3) 廃炉・汚染水・処理水対策

- 1) 福島第一原子力発電所の廃炉対策については、事業者任せにせず、国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うとともに、今後の廃炉を担うリーダー等中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

また、汚染水対策については、国が主体的に取り組み、風評被害防止等に関する措置を確実に実施すること。

- 2) ALPS処理水の海洋放出については、安全かつ着実な処理水の放出完了に向け、東京電力に対する適切な指導や、放出状況の監視について、最後まで国が責任を持って取り組むこと。

あわせて、厳格な海洋モニタリングを行うことやALPS処理水の安全性、その処分の必要性等について国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い丁寧な情報発信を実施するなど、国内外からの風評被害が発生しないよう、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を国の責任で確実に実行すること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で引き続き検討するとともに、トリチウムを分離する技術の確立に向けて検証を進め、放射性物質の測定に係る費用については、令和7年度以降も国の予算措置を継続すること。

また、処理水等に関する市町村への積極的な情報提供とともに、国民への丁寧な説明等を行うこと。

3) ALPS処理水の海洋放出開始以降に輸入規制を強化した国・地域に対し、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を強く要求するとともに、国は水産事業者等が安定的に事業を継続できるよう積極的な支援を行うこと。

4) ALPS処理水の海洋放出に伴う損害について、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。

また、都市自治体を実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。

原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。

5) ALPS処理水の処分に関して多大な影響を受ける水産業等における各種PR事業に対する財政支援について、支援対象を拡大するとともに、事前着手を認めるなど弾力的な運用を図ること。

(4) 原発事故に伴う損害賠償の迅速かつ適正な実施

1) 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

また、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。

2) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。

3) 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。また、中間指針の見直しに伴う財源を確保するとともに、同センターの和解仲介について、広く周知すること。

4) 原発事故を起因とする財物損害については、福島県の避難指示区域に限定することなく、すべての被災者が原子力損害賠償紛争解決センター

を經由せず、東京電力への賠償請求を可能とすること。

- 5) 商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合には、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、国内外を問わず出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

- 6) 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染経費については、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 7) 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成24年9月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 8) 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び事業者が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど地域と連携した取組を推進すること。

(6) 医師確保対策

原発事故以降深刻化している医師・看護師等及び介護スタッフの人材不足を解消するため、人材確保に取り組む関係自治体等への財政措置を継続するとともに、初期救急医療体制の再構築や二次救急医療機関への負担軽減に係る財政支援などを講じること。

(7) 住民の健康確保

- 1) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じるとともに、これらの対策の実施に当たっては、被災自治体に対する説明と意見交換を行うこと。

また、住民の帰還に向け、被災地における子育て環境を整備すること。

- 2) 内部被ばく・外部被ばく検査等に係るすべての経費について財政措置を講じること。

- 3) 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。
 - 4) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。
また、放射能による健康や環境に対する影響やALPS処理水の取扱いについて正しい情報を発信することにより、国内外の風評を払拭すること。
 - 5) 原子力災害時において、迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用時期や服用量などの服用方法の具体的な基準を示し、的確な配布体制の確立等、万全の措置を講じること。
 - 6) 原発事故による人口移動に伴う公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。
 - 7) 避難指示区域等における国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援の見直しに伴う、当該被保険者への周知及び納税・納付や滞納整理に係る財政措置を講じること。
- (8) 自主避難者等への支援
- 自主避難者等への支援については、避難者の所在地等の情報を確実に把握したうえで、個々の生活再建状況等に応じて、住宅確保及び就業支援等の施策を着実に推進すること。
- (9) 風評被害対策
- 1) 農林水産物など各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し安全性や魅力をPRするなど風評被害払拭に向けた積極的な施策を実施するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
 - 2) 海外での風評被害に対して、我が国の農林水産物等の安全性を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた事業者に対する支援を講じること。
 - 3) 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置(風評税制)について、令和8年度以降も継続すること。

2. 原子力災害からの復興・再生

(1) 産業復興の推進

1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に係る財政措置の拡充等を図ること。

また、設備投資、人材確保、商圈拡大など、被災事業者の自立に向けた支援策を第2期復興・創生期間後も講じること。

2) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

3) 被災地における鳥獣被害については、年々拡大し、市町村が単独で行う対策では限度があることから、国と県が連携して広域的な被害防止対策を強化すること。

また、捕獲した鳥獣の解体については、捕獲従事者の負担が軽減されるよう減量化処理施設の整備に係る財政措置の拡充など、必要な支援策を講じること。

さらに、野生鳥獣肉の出荷制限等により捕獲従事者が減少していることから、出荷制限のあり方について見直しを検討するとともに、捕獲活動に係る支援を充実し、十分な予算を確保すること。

4) 原発事故により、しいたけ等の原木等の出荷が制限されている地域において、森林資源の利活用・地域再生に向け、森林整備が図られるよう十分な予算を確保すること。

5) 被災地における農業の復興を推進するため、営農再開に向けた取組や担い手の確保・育成、ブランドの確立、産地競争力の強化に係る支援など、引き続き総合的な対策を講じること。

(2) 新たな産業と雇用の創出

1) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大や水素の活用等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。なお、太陽光発電等の発電設備の導入や管理について、実態を踏まえた対策を講じること。

2) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の更なる推進を図るため、産業集積や人材育成などの具体的な取組を強力に実施すること。

加えて、第2期復興・創生期間後も取組を一層加速化させるため、十分な財源を確保すること。

- 3) 福島国際研究教育機構（F－R E I）について、新産業創出等研究開発協議会を通じて福島県内の高等教育機関を含めた産学官との緊密な連携体制を構築するとともに、安定的な運営ができるよう国が責任を持って機構の体制強化、予算の確保を図ること。

また、研究開発環境の整備に係る支援を充実すること。

3. 原子力安全・防災対策の充実

原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じること。

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保等

- 1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むこと。

原子力事業者の適格性については、保安規定に定めた基本姿勢を遵守するよう、厳格に指導し、原子力規制検査等による監視を徹底的に行うこと。

- 2) 高レベル放射性廃棄物の処分については、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むこと。
- 3) 核燃料サイクル施策の将来展望を具体的に示し、安全性や必要性を国民に丁寧に説明すること。
- 4) 原子力発電所の廃止措置については、立地及び周辺自治体の意見を聴取のうえ、安全を第一義として厳正に対処すること。
- 5) 建て替えを含む新たな原子力発電所等の開発・建設・稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域

の意見を十分に尊重すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化

1) 原子力関係施設に係る地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとられることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する十分な説明・情報提供及び原子力事業者に対する指導・監督の強化により、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

2) 地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針を示すとともに、自力避難が困難な要配慮者、大雪等の複合災害時における避難路の確保を含めた住民等の避難など広域的な対策が必要な課題について、国・県等が連携して支援すること。

また、都市自治体における原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

3) 大気、海水、農地及び農水産物等に対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について、的確な情報を迅速に発信すること。

また、モニタリング体制の強化等について、被災自治体の影響を考慮し、十分な支援措置を講じること。

4) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体の実態に配慮した仕組みにすること。

5) 原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の位置付けを明確にすること。

6) 地域防災力の向上のため、都市自治体における原子力防災担当職員等の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練の実施に加え、災害時における原子力に関する専門的知識を有する職員の確保等の取組を支援すること。

4. 原子力発電については、次期エネルギー基本計画において原子力政策の方向性を示すなど、長期的視点に立った将来のあり方について、国民に対し責任ある説明を行うこと。

外国人の受入環境整備・多文化共生社会の構築に関する重点提言

我が国では、人材不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっており、令和6年3月29日の閣議決定において、特定技能の受入れ見込数の再設定と対象分野等の追加が行われ、令和6年4月からの5年間の受入れ見込数が拡大されている。また、令和6年6月に、育成就労制度の創設に係る「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、公布日から3年以内に施行される。

今後、外国人との共生をめぐる状況が変化していくことが見込まれる中、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる多様性に富んだ活力ある社会を実現することが必要である。

よって、国は、引き続き、外国人材の適正な受入れや受入れ環境整備、外国人との共生社会の実現に向け、都市自治体の課題を十分に把握し、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 外国人材とその家族が、安心して安全に日本人と共に暮らせる共生社会を実現するため、国においては、各種施策の充実・強化を図ること。

また、教育や医療など、在留外国人に関するすべての案件をワンストップで対応できるよう、国の窓口の更なる機能強化を図ること。

さらに、地方においても在留外国人に対する情報提供、相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置や円滑な運営が行えるよう、外国人受入環境整備交付金の拡充を図るとともに、都市自治体の実情を勘案したうえで十分な財源を確保し、安定的・継続的な財政支援を講じること。

2. 地方創生の観点から、育成就労制度及び特定技能制度については、外国人が地域に根差し、地域の産業振興や持続的発展につながる制度運用とすること。特に、育成就労制度については、転籍が可能となることにより、都市部や大企業に人材が集中することが懸念されるため、各種対策について具体的に提示すること。

また、地方における特定技能外国人等の受入れが容易となるよう、監理団

体への監理費や登録支援機関への委託費の軽減につながる支援策を講じること。

3. 新たに受け入れる外国人材や在留外国人に対して、都市自治体が実施する日本語教室や通訳の配置、各種相談窓口の設置、行政情報の多言語化など、受入環境整備、多文化共生社会の実現に向けた諸施策について、国は自治体の意見を十分に尊重し、積極的に支援すること。

参議院選挙区の合区の解消に関する重点提言

我が国においては、急激な人口減少に歯止めをかけ、大都市圏への過度な一極集中を是正する地方創生などへの取組は、従来に増して喫緊の課題となっており、今こそ地方の活性化を図るためには、全国各地域の声を、国政に直截的かつ確実に反映させることが重要である。

ついては、参議院選挙区について、地域の多様な意見が国政に反映されるよう、抜本的な対応により合区を確実に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 地方創生やデジタル化、脱炭素化の推進、防災・減災対策やこども・子育て政策の強化等による人口減少対策に加え、人件費の大幅増、物価高騰や金利上昇への対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業も含め地方財政計画に的確に反映するとともに、令和7年度においても、都市自治体が引き続き安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を増額すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保・充実すること。

(2) 令和6年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、必要な一般財源を確保すること。

また、教職調整額の引上げなど、教師の処遇改善の実施に当たっては、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことを踏まえ、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。

(3) こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう国の責任において財源を措置すること。

あわせて、都市自治体独自の取組やこども・子育て政策の強化に地方が安心して取り組めるよう、安定的な地方財源を確保すること。

(4) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(5) 基準財政需要額は、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのよう

に算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

2. 地方税の充実強化

- (1) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

- (2) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、令和5年度税制改正において創設された生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置については、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、CASE（コネクテッド・自動運転・シェアリング・電動化）に代表される自動車を取り巻く大きな環境変化を踏まえたうえで、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

- (4) ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

- (5) 地方たばこ税は都市自治体にとって貴重な財源であり、その継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るためには、分煙施設の整備等が重要であることから、今後更に積極的に取り組むこととしているが、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、一般財源である現行の地方たばこ

税制度を堅持すること。

3. 物価高騰対策等に係る地方財源の確保

現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

4. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を現下の資材価格の高騰等の実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

こども・子育て施策の充実強化に関する重点提言

少子化は、日本の未来を左右する喫緊の課題であり、子育て世帯だけでなく、すべての国民に影響を及ぼす事案であり、こども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. こども・子育て政策の強化について

(1) 「こども未来戦略」をはじめ、こども・子育て政策の強化に向けた施策には、都市自治体を通じて実施されるものも多く、その具体化に当たっては実施主体となる自治体の実情を十分に踏まえたうえで着実に実施できるものとする。

また、こども・子育ての基本となるべき施策については、地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保するとともに、自治体独自の取組についても、計画的にサービス提供できるよう、安定的な地方財源を確保すること。

(2) 「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うこと。

(3) こども政策DXについて、推進に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、都市自治体や保育施設等の進捗状況などを踏まえ、必要な支援策を講じること。また、費用負担に係る全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないよう慎重に検討すること。

2. 結婚、妊娠・出産、育児の切れ目のない支援等の充実について

(1) 誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、継続的な財政支援の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減、多様なニーズに対応した切れ目のない支援、安心して子育てできる雇用環境の整備等を推進すること。

(2) こども誰でも通園制度について、施設の空き状況や待機児童の有無等地域の実情を踏まえ、都市自治体に過度な負担をかけない実効性のある制度にすること。

また、制度の推進に向けては、必要な財源を国の責任において確実に確

保するとともに、担い手の確保、既存の類似制度との違いを利用者へ周知する等円滑な事業実施に向けた支援を行うこと。

3. 保育施策の充実について

- (1) 待機児童の未解消や施設の定員割れの発生等、地域の実情に即した、保育所等の適正な運営や多様な保育サービスの提供を確保するため、子どものための教育・保育給付交付金等の財政措置の拡充等を講じること。
- (2) 公定価格について、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を十分に踏まえて適切に設定すること。
- (3) 障害児、外国籍児童、医療ケア児等特別な配慮を要するこどもの受入れや適切な支援に必要となる人材確保について、十分な財政措置等を講じること。

また、施設整備も含めた支援体制の整備や制度の見直し等を講じること。

- (4) 幼児教育・保育の無償化については、国の責任において必要な地方財源を確実に確保するとともに、都市自治体の意見を十分に反映し、事務負担の軽減も含め、制度の改善を図ること。
- (5) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、支援策の拡充を図ること。
- (6) 保育人材の育成・確保について

- 1) 地域の実態を踏まえ、保育人材の確保、定着及び更なる処遇改善を図るため、公定価格を改善し十分な財政措置を講じること。
- 2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、事務職員等の配置、事務の簡略化やICT化など保育士等の労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。
- 3) 「こども未来戦略」に示された職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度の検討に当たっては、都市自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、それぞれの自治体が円滑に実施できる制度にすること。
- 4) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や保育士修学貸付制度の拡充等、必要な措置を講じること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士等宿舍借

上げ支援事業の対象拡充等、総合的な支援措置を講じること。

- (7) 就学前教育・保育施設整備交付金等について、各自治体の整備計画に支障が出ないように十分な財政措置を講じること。
- (8) 妊婦等包括相談支援について、支援体制構築に必要な人材育成に対する技術的、財政的支援を講じること。
- (9) こども家庭センターの設置・運営や子育て世帯訪問支援事業等が安定的に展開できるよう、人材の確保・育成等の支援を行うとともに財政措置を充実すること。

4. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

放課後児童クラブの質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

5. 児童虐待等防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待の相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、相談窓口の機能強化、社会的養護の体制整備等総合的な支援に対する財政措置等を拡充すること。
- (2) 児童相談所等の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を含め必要な措置を講じること。

6. こどもの貧困対策の推進について

都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な支援を講じること。

7. 全国一律のこどもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に全国で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、こども医療費については、全国一律の国の保障制度の創設に向けた道筋を速やかに示すこと。

国民健康保険制度等の改善強化に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的で持続可能な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

また、少子高齢化等の社会環境を踏まえ、今後の医療保険制度の将来像について、国民への丁寧な説明を行うこと。

(2) 被用者保険の適用拡大は、人口減少等に伴い被保険者が減少している国民健康保険において一定の所得を有する生産年齢人口層の離脱が進み、国保の抱える構造的な課題を深刻化させるおそれがあることから、その検討に当たっては、将来を見据えた国保制度や支援等についても併せて十分に検討すること。

(3) 生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと。

2. 国民健康保険財政等について

(1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

(2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、措置を講じること。

また、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(3) 「保険料水準統一加速化プラン」による都道府県内の保険料(税)水準の統一により生じる急激な保険料(税)率の上昇を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。

(4) こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、都市自治体が独自に実施しているその他の医療費助成に係る同

保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること。

- (5) こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- (6) 普通調整交付金が担う財政調整機能は極めて重要であることから、その機能を損なう見直しは行わないこと。

3. 医療DXの推進等について

- (1) 医療DXの推進に当たっては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、全国医療情報プラットフォームに係る費用負担の全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないようにすること。

- (2) 令和6年12月の被保険者証の廃止に当たり、被保険者や医療機関等に混乱が生じることのないよう周知・広報を行うこと。
- (3) 国保総合システムの改修に伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- (4) 市町村事務処理標準システムについては、保険者の活用実態を踏まえた機能改善を図ること。

また、制度の改正や標準化等により発生するシステム改修費用については、保険財政に支障が生じないように、必要な財政措置を講じること。

4. 医療費適正化等について

保険者努力支援制度について、必要な予算を確実に確保するとともに、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるようにするなど適切な評価指標とすること。

特に、令和7年度保険者努力支援制度では、こども医療の適正化に係る取組評価指標の導入を予定されているが、各自治体のこども医療費助成制度は保険者として実施しているものではないことから、助成制度の手法を評価す

る指標については見直しを行うこと。

5. 国民健康保険におけるその他制度について

高額医療費負担金について、保険料（税）の引上げに繋がる制度見直しは行わないこと。

また、医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が今後も見込まれるため、特別な支援制度の創設を検討すること。

6. 子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の財政運営に影響が生じないよう、システム改修等必要な費用に対し、財政措置を講じること。

7. 後期高齢者医療制度について

- (1) 制度の円滑な運営や保険料上昇の抑制のため、国による負担割合の充実等を図ること。
- (2) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの更改や、制度改正に伴う改修の費用については、都市自治体に追加的な負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

介護保険制度の充実強化に関する重点提言

介護保険制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 持続可能な介護保険制度の確立について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国費負担割合の見直しを行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 介護人材の確保について

(1) 都市自治体にとって喫緊の課題である介護人材不足解消のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。

また、処遇改善加算の手続きについては、事業者の事務負担が軽減されるよう更なる配慮を行うこと。

(2) 介護支援専門員の確保・定着のため、処遇改善加算の対象に追加するなど、抜本的な処遇改善措置を講じること。

また、介護支援専門員の確保・定着に向けて、資格取得要件や更新研修等を見直すなど、就業に係る環境の改善に向けた必要な措置を講じること。

(3) 介護報酬について、近隣自治体との賃金格差を解消するため、地域の実情を反映した地域区分になるよう、今後も継続して見直しを行うなど必要な措置を講じること。

なお、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を十分に踏まえ、適切な措置を講じること。

3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、都市自治体が地域の実情に応じた必要な人材を確保するため、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異な

る実情等を踏まえ、事業費に係る上限額を廃止すること。

また、円滑な事業実施を行うため、財政措置の充実や保険者に対する事務負担への配慮など、必要な支援措置を講じること。

- (3) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進が図られるよう、今後も継続して必要な予算を確実に確保すること。

また、交付金の評価指標の見直しに当たっては、地域の実情を反映するとともに、都市自治体が安定的な財源として見込めるよう急激な評価基準の変更を行わないこと。

4. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する保険料の軽減措置については、国の責任において必要な財源を確保すること。
- (2) 低所得者の利用料の軽減が図られるよう、財政措置を講じること。

5. 制度改正について

制度改正に当たっては、都市自治体への情報提供や意見聴取を十分に行い、地域間格差が生じることのないよう、事務負担に十分に配慮すること。

6. 介護サービスの基盤整備等について

介護保険事業計画等に基づくサービス提供の円滑な実施のため、都市自治体がより弾力的に施設整備を行えるよう、介護施設の整備や改修に対して財政措置等の支援策を拡充するなど、必要な支援を行うこと。

7. 介護報酬等について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素でわかりやすい報酬体系を構築すること。
- (2) 地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (3) 令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が減額されたが、中小規模の訪問介護事業所の経営状況を圧迫していることから、地域の介護を支える中小規模の訪問介護事業所が安定してサービスを提供できるよ

う、報酬改定の影響を十分に検証し、訪問介護サービスの実態に即した抜本的な見直しを行うなど必要な措置を講じること。

8. 介護DXの推進等について

介護DXの推進に当たっては、介護情報基盤の構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、介護情報基盤に係る費用負担を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないよう慎重に検討すること。

特に、運用経費については地域支援事業として財源を確保するとしているが、保険者がすでに実施している同事業の各種サービス等に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じること。

9. 物価高騰対策関係について

介護事業所については、物価高騰の影響により厳しい経営環境に置かれていることから、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の支援を講じること。

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度 の充実強化に関する重点提言

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うとともに、就労支援等自立に向けた施策を推進すること。

また、制度の見直しに当たっては、他の社会保障制度への影響を踏まえ、慎重に検討を行うこと。なお、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担の軽減、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 医療扶助費の適正化については、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、慎重に検討すること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。

2. 生活困窮者の支援について、生活困窮者自立支援法等に係る事業の円滑な実施のため、必要な情報提供を行うとともに、十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

障害者福祉施策の充実強化に関する重点提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が障害者総合支援法等に基づく各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。

また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、各事業の実態に応じて、十分な財政措置を講じること。

2. 障害者の生活実態やニーズ等、地域の実情を踏まえた制度となるよう、制度の拡充や見直しを行うなど、必要な措置を講じること。

また、制度の見直しの際には、自治体への準備期間の確保や、具体的で速やかな情報提供と周知を確実に行うこと。

加えて、これに伴うシステム改修等の準備・運営経費に対して財政措置等を講じること。

3. 障害福祉サービス事業所等が安定的に事業運営し、利用者のニーズに応じたサービスを提供できるよう、報酬の充実・見直しを行うとともに、人材の確保・育成・定着に係る財政措置や処遇改善等、必要な措置を講じ、障害福祉サービスの充実・強化を図ること。

なお、報酬に関して、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を踏まえ、適切な措置を講じること。

4. 地域生活支援事業について、事業費が増加傾向にある中、補助額が年々減少している実態を鑑み、事業運営に支障が生じることがないように、十分な財源を確実に確保すること。

また、当該支援事業における必須事業のうち、利用者の生活に欠かせない支援や給付を自立支援給付の対象とする等、制度を見直すこと。

地域保健医療施策の充実に関する重点提言

地域保健医療施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

(1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、出産・子育て等により離職した医師及び看護師等の再就業に資する支援策を充実すること。

(3) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、医師の働き方改革については、大学の医局等からの医師派遣の中止・削減等により、地域医療の確保や病院運営に支障を来すことがないように、必要な対策を講じること。

3. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療

- の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。
- (2) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。
 - (3) 地域医療を支える医療機関が社会経済情勢を踏まえた賃上げ等に対応できるよう、今後も診療報酬改定等により適切な措置を講じること。
 - (4) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、消費税制度の見直しを図るなど、必要な対策を講じること。
4. 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
5. がん対策の一層の充実を図るため、がん検診のDX化を含め、がん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。
6. 感染症対策について
- (1) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。
また、おたふくかぜ、帯状疱疹等のワクチンについて、必要性、費用、有効性等を十分に検証したうえで、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。
 - (2) 新型コロナワクチンの定期接種について、対象者の自己負担額が過大とならないよう、接種費用の助成を令和7年度以降も継続するなど、都市自治体が円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
 - (3) 新興感染症等がまん延した際に、医療等が逼迫する状況が生じないよう、医療提供体制及び保健所体制等の強化に資する十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体や医療機関等が広域的かつ機動的に対応できるよう、必要な法整備や支援策を講じること。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲することについて、十分検討すること。

7. 医療DXの推進に当たっては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、全国医療情報プラットフォームに係る費用負担の全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないようにすること。

義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について

(1) 都市自治体が新築・増改築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

また、屋外教育環境施設の整備に係る補助事業については、令和7年度以降も継続して実施すること。

(2) 空調設備の整備、トイレ改修、給食施設整備等については、児童生徒の学校生活環境を更に改善していくことができるよう、財政措置の拡充を図ること。

2. 教職員の確保、配置の充実等について

(1) 教員に優れた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上を図るため、教員の勤務環境が大きく変化している実態等を踏まえ、教員の処遇改善を行うこと。

(2) 中学校も含めた35人学級や小学校における専科指導の更なる推進などのため、教員の配置の充実を図るとともに、各分野に教員の質の向上を図ること。

(3) 小・中学校での外国語教育をより効果的なものにするため、教員や外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。

(4) 児童生徒一人ひとりの特性やニーズに応じた教育支援ができるよう、特別支援学級の編制基準の引下げや特別支援教育に対応する教員の配置の充実を行うこと。

(5) 日本語指導等が必要な児童生徒に対応した教員の加配を行うとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」等の更なる充実を図ること。

(6) 養護教諭や医療的ケア児の支援を行う看護師等の配置を充実するととも

に、十分な財政措置を講じること。

3. いじめ・不登校等の対策について

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置の充実、社会福祉士等の専門的人材の確保に必要な財政措置を講じること。

また、教育支援センターなどの多様な学びの場を確保するため、施設整備及び運営に係る経費に対する財政支援を充実させること。

4. 学校を取り巻く支援スタッフ等の確保について

(1) 特別支援教育を支える支援員やコーディネーター等の配置に対して、実態に即するよう、財政措置の拡充を図ること。

(2) 学校教育活動の充実と教員の働き方改革の推進のため、スクールサポートスタッフ、学習指導員等の配置に係る財政措置の拡充を図ること。

5. G I G Aスクール構想の推進について

(1) G I G Aスクール構想の更なる展開に向け、今後見込まれる端末の更新等の維持管理や改善費用などについて、I C T教育における地域格差が生じないように、国の責任において、引き続き、国費による恒久的な財政支援を講じること。また、G I G Aスクール運営支援センター整備事業に係る経費についても、令和7年度以降も継続して財政措置を講じること。

特に、端末を活用した学習が円滑に実施できるよう、通信ネットワークの改善に向けた財政支援を講じること。

(2) デジタル教科書の導入が円滑に促進されるよう、都市自治体に対し十分な財政措置を講じること。

また、将来的にはデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じること。

また、次期I C T環境整備方針を踏まえた対応ができるよう十分な財政措置を講じること。

(4) I C T機器を最大限に活用した授業の推進を行うため、I C T支援員の

配置水準を引き上げ、配置に係る財政措置の拡充を図ること。

6. 部活動の地域移行について

(1) 教育課程外の学校教育活動について、地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、地域格差や、保護者の経済的負担増が生じないようにする等、所要の財政措置を講じること。

特に、受け皿となる団体や活動場所となる環境の整備充実を図るとともに、持続可能な自主運営を担保するため、必要な支援を行うこと。

また、これらの取組について、周知・広報を行い、保護者並びに関係者の理解を得ること。

(2) 専門性や資質を有する指導者の人材確保が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者やコーディネーター等の育成を推進すること。

(3) 教員の負担軽減や生徒のニーズに合う活動が実施できるよう、部活動指導員の配置に係る財政措置の拡充を図ること。

7. 学校給食費について

保護者の経済的負担軽減のため、学校給食に係る課題整理を行い、その無償化の実現に向けた検討を行うこと。

物価高騰等を踏まえた 地域経済対策の充実強化に関する重点提言

物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済を回復させ、活力ある地域を創造できるよう、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 物価高騰等により深刻な影響を受けた地域経済の回復及び活力ある地域の創造に向け、十分な地方財源を確保し、都市自治体において地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、積極的に支援すること。
2. 事業者支援の充実
 - (1) 地域の事業者は長期化する物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている一方、事業の再構築やDX・GXの推進、深刻化する人手不足への対応など、様々な課題にも直面していることから、各種支援策を充実強化すること。
 - (2) コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進む中で、経営改善に取り組む事業者に対し、必要な資金繰り支援を行うこと。
3. 電力、ガス、燃料油などのエネルギー価格の高騰による影響が長期化する中、生活者や事業者の負担を軽減するため、今後の経済状況等も踏まえ、必要な対策を機動的に講じること。
4. 肥料・飼料・燃料をはじめとする生産資材等の価格が高止まりする中、生産者の経営安定が図れるよう、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充すること。
5. 観光の活性化支援
 - (1) 観光立国の実現に向け、観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなど、都市自治体等が積極的に取り組めるよう支援の充実を図ること。

(2) 旅行者に対する受入環境整備等

1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう、滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。

2) 観光施設等における多言語対応や無料W i - F i等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

3) インバウンド需要の更なる拡大が期待される中、その需要を確実に取り込むため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致などインバウンド受入環境の整備に対する支援を強化すること。

あわせて、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、都市自治体が取り組むマナー啓発等に対し必要な支援を行うこと。

(3) 地域の観光業に関わる事業者の資金繰り等、経営の安定化に向けた支援策を講じること。

また、観光産業は人手不足が顕著となっていることから、人材確保や育成等に係る支援など必要な対策を講じること。

(4) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観、歴史まちづくりなど地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

6. 交通事業者等への支援

(1) 燃料費や物価高騰等の影響を受けている公営を含むバス、タクシー、地域航空会社等の交通事業者に対して、持続的かつ安定的な経営を維持できるように、今後の動向を注視しつつ支援策を講じること。

(2) 燃料油価格等が高騰する中、利用料金等への価格転嫁が困難な中小規模の運送業者等に対する支援を講じること。

7. 公共事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

8. エネルギー価格高騰の影響を受けた水道事業に対する支援の充実を図ること。
9. 電力価格の高騰により、下水道施設に係る維持費に多大な影響が生じていることから、安定的な経営が維持できるよう必要な措置を講じること。
10. 積雪寒冷地では燃料油価格等の高騰による影響が大きいことから、生活者や事業者の負担を軽減するため、今後も価格の動向に応じて地域の実情を踏まえた必要な対策を機動的に講じること。
11. 幼児教育・保育施設等について、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置等の必要な支援を講じること。
また、物価高騰の影響を受ける保育所等の給食費に対し、十分な財政支援を講じること。
12. 社会福祉に関する支援について
 - (1) 社会福祉施設について、物価高騰の影響による運営負担の軽減を図り、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の必要な支援を講じること。
 - (2) 生活や住宅をはじめとする扶助基準について、物価高騰の状況を踏まえた見直しを図ること。
 - (3) 物価高騰等に直面する生活困窮者に対し、継続して支援を行うこと。
 - (4) 光熱費や食材料費の高騰によって、公立病院等の医療機関の経営を圧迫しているため、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、適切な財政支援を講じること。
13. 物価高騰等による影響の長期化を勘案し、労働者の雇用確保等を行う事業者への支援を拡充すること。
14. 公立学校に関する支援について
 - (1) 公立学校施設等の整備に係る建築単価については、物価高騰を踏まえ、実勢価格に即した基準になるよう見直すこと。

- (2) 物価の高騰等により影響を受けた光熱水費や学校給食費などに対し、引き続き、地域の実情に応じた取組が行えるよう、財政支援を講じること。

社会資本整備に関する重点提言

社会資本整備の推進を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策を加速化し、都市基盤の計画的かつ着実な整備を推進していくため、必要な公共事業予算を安定的に確保すること。

また、事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、点検を含め、防災・安全交付金等による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、対象の拡大、要件の緩和を図るとともに、除却事業も元利償還金に対する交付税措置を講じるなど、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置の更なる拡充を図ること。

道路整備の推進に関する重点提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

3. 重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。

4. 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、事故防止対策を推進するとともに、早期に4車線化すること。

5. 道路・橋梁等の老朽化対策及び適正な維持管理については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

6. 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

水道・下水道事業に関する重点提言

水道・下水道事業の基盤強化のため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減少やインフラの老朽化が進む中で、持続可能な上下水道の事業運営が図られるよう必要な予算を確保すること。

その際、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図ること。

2. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、災害対策、応急復旧対策、耐震化やリダンダンシーを含めた安全の強化、老朽化した施設の点検・更新・改良、再構築、統廃合等により生じた廃止施設の解体撤去等が促進されるよう財政措置の拡充等を図ること。

特に、防災・安全交付金については、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うとともに、水道事業に対して適切に配分すること。

3. 水道事業の健全経営のため、起債に係る公的資金枠の確保や償還条件の緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

4. 簡易水道等施設整備に係る国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

5. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進事業については、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

6. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度

処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

7. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、耐震化も含め、改築・更新に係る十分な財政措置を講じること。

また、近年頻発する豪雨に対処するため、浸水対策に係る財政支援を拡充すること。

8. 下水道事業の経営改善のため、高資本費対策に係る繰出基準の年限要件を見直すとともに、分流式下水道への繰出基準を継続すること。

運輸・交通施策等に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

(1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、要件の緩和や対象路線の拡充など必要な措置を講じること。

特に、バス路線については、みなし運行回数カット措置等の見直しや地域内フィーダー系統補助について自治体毎に設けられている上限額の引上げを図るとともに、必要となる予算を増額確保すること。

(2) 地域公共交通は、地域住民の移動手段として重要な役割を担っていることから、その維持・確保及び充実やネットワークの再構築に向けた取組に対し、積極的な支援策を講じること。

(3) 交通空白輸送及び福祉輸送を担う自家用有償旅客運送事業者が持続的な運営ができるよう財政支援を行うこと。

(4) タクシー事業の規制緩和については、地域の需要に応じたきめ細かな制度設計が必要であることから、慎重に検討すること。

(5) 公共交通関連施設のバリアフリー化が推進されるよう、財政措置の拡充など十分な支援を講じること。

(6) 都市自治体を実施する免許返納後の高齢者などの交通弱者に対する移動支援に係る財政支援を講じること。

2. ローカル鉄道の再構築に係る支援等

(1) ローカル鉄道の再構築は、経済性に偏った議論がなされないよう、地域公共交通としての利便性・持続可能性の確保を基本として、ローカル鉄道に対する地域の声を十分に反映し、国が主体的に関与・調整すること。

あわせて、沿線自治体や交通事業者等が推進する鉄道の利用促進に係る取組などを積極的に支援すること。

また、自然災害による被災路線の早期復旧と代替交通の確保を図るとともに、鉄道事業者において被災を契機に直ちに存廃の議論に結び付けるこ

とがないよう国として対応を図ること。

- (2) 鉄道事業法における鉄道事業廃止の規定については、沿線自治体の意見が反映されるよう、法制度の見直しも含め適切な措置を講じること。
- (3) JRを含めた鉄道事業者の持続的かつ安定的な経営が維持できるよう、運行経費の支援など積極的な対策を講じること。

3. 新幹線の早期全線開業等

- (1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないように、整備事業費の地方負担のあり方を見直すとともに、建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。
- (2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消、二次交通の充実等に資する支援を行うこと。
また、新駅の開業効果を高めるため、沿線自治体が行う駅周辺地域の道路等の整備に当たっては、社会資本整備総合交付金の重点的な配分を行うこと。
- (3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。
- (4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

4. 港湾・海岸整備事業の促進

- (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- (2) 津波、高潮、高波、海岸侵食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) クルーズの本格的な回復に向けて、安全で利便性の高いターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 食料安全保障の強化

(1) 食料の安定供給の確保に向け、海外依存度の高い麦・大豆等の生産拡大の推進、持続的な生産基盤の強化、肥料・飼料等の国内生産力拡大、調達先の多様化、備蓄の強化を図るとともに、国産農産物の消費拡大に積極的に取り組むこと。

また、コストを反映した適正な価格形成の実現に向けた理解醸成を図る取組を進めること。

(2) 人口減少や高齢化に伴い、国内市場が縮小する中、輸出促進による生産基盤の維持・強化や農業者の収益性向上を図るため、生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組むことができるよう、海外の需要や規制に対応した施設整備やサプライチェーンの構築など必要な環境整備を積極的に推進すること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善、必要な予算の確保を図ること。

(2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう、米価下落等に対するセーフティネットの充実を図ること。

また、主食用米の需要拡大と米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大について効果的な対策を実施し、農業者が安心して生産に取り組むことができるようにすること。

(3) 水田活用の直接支払交付金については、農業経営に支障が生じることのないよう、支援施策の充実を図り、必要な予算を確保すること。

また、畑地化促進事業については、継続的な制度とするとともに、活用を希望するすべての農業者が事業実施できるよう十分な予算を確保すること。

なお、見直しが行われた同交付金の運用に当たっては、将来にわたり安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、5年を超える間隔で輪作体系を組んでいる農業者に十分配慮するなど、現場の課題を踏まえた適切な措置を講じること。

(4) 農作業の省力化や低コスト化による生産性向上へ向け、スマート農業技術の開発や活用を推進すること。

3. 肥料・飼料・燃料をはじめとする生産資材等の価格が高止まりする中、生産者の経営安定が図れるよう、今後も状況の推移を見つつ、これら価格高騰対策を継続・拡充すること。

4. 農地法制の見直しに伴う農地の確保と主体的なまちづくりの両立

(1) 農業振興地域の整備に関する法律の改正により、農用地区域の変更に係る国の関与の強化などが講じられることとなるが、農地の総量を確保したとしても、優良農地でさえ担い手の確保が困難な状況であることから、多様な農業人材の育成・確保に早急に取り組むこと。

(2) 国と都道府県の面積目標の設定に当たっては、明らかに耕作条件が悪く営農が困難な農地を農用地区域に編入せざるを得ない場合や、既に優良農地は農用地区域に指定されており、新たな編入は困難である場合などもあることから、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとする。

また、都道府県の独自事由として考慮される開発予定による除外については、土地利用調整が整っている場合のみならず、幅広く地域の実情を反映できるようにすること。

(3) 農用地区域からの除外に係る要件を厳格化する措置については、現在、地域未来投資促進法の特例を活用した取組など、産業立地の際の土地利用転換の迅速化が進められている中であって、工業団地整備や立地企業の用地拡張、公共施設の再編など地域において進捗している取組を過度に阻害し、現場に混乱が生じることのないよう十分配慮すること。

(4) 都道府県面積目標を下回っている場合においても、地方創生の実現に資する農業地域の振興と総合的な土地利用を図る観点から、地域の実情に応じた取組を実施できるようにすること。

(5) 農用地区域からの除外に際しての代替措置については、除外する農地と

同等規模の農地を確保することが条件となれば、協議は困難を極め、現実的には対応できないことから、農用地区域の面積要件だけで判断するのではなく、食料安全保障や農業の健全な発展の観点から、農業の生産性の向上を図るための取組などについても代替措置として位置付けるなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう十分留意すること。

あわせて、申請年度や申請順により偏りが生じることのないようにすること。

5. 担い手対策等の推進

- (1) 改正農業経営基盤強化促進法により、目標地図を含む地域計画の策定などに伴う新たな事務や経費の増加が見込まれるため、地域の関係者に混乱が生じないように、引き続き、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、人的・財政的支援等の必要な措置を講じること。
- (2) 認定農業者、経営継承者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (3) 新規就農者育成総合対策については、交付要件の緩和など支援策の拡充を図るとともに、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう十分な予算を確保すること。

6. 貿易交渉に係る適切な対応

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPA等の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等について万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確保すること。

7. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。

- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策等を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点農業用ため池や田んぼダム等の整備、管理及び保全に関して十分な財政措置を講じること。

8. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう、拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 令和6年度までとされている山村振興法及び棚田地域振興法については、法期限を延長すること。
あわせて、中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。
- (3) 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

9. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組への支援や被害を受けた農業施設復旧、防護柵の更新、ICTを活用した取組等が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。
- (2) 有害捕獲に係る捕獲活動経費及び捕獲機材の導入経費に対する補助の上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を図るとともに、捕獲等に必要な技術研修等への支援措置を拡充すること。
- (3) 有害鳥獣対策については各地で対応に苦慮しており人身被害も急増していることから、市街地及び人里へ出没したクマ類等の捕獲に当たっては、捕獲従事者の安全を図り、現場の状況に応じた適切な方法で確実かつ迅速に捕獲できるよう、緊急時における鳥獣保護管理法第38条に係る銃器の取扱いを見直すとともに、必要な機材や人材の配置及び指揮系統の構築等の体制整備を図ること。

10. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進するとともに、需要の維持・創出に向けた消費喚起策を長期的に講じること。

また、飼料の価格高騰対策を継続・拡充するとともに、配合飼料価格安定制度については、実態に見合った見直しを検討すること。

加えて、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

11. 家畜伝染病対策の充実強化等

(1) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。

(2) 都道府県が行う高病原性鳥インフルエンザやCSF（豚熱）等の防疫措置に協力する都市自治体の人件費については、十分な財政支援を講じること。

(3) 家畜伝染病の発生により、影響を受けた畜産事業者に対して十分な財政措置を講じること。

(4) CSFの終息に向け、野生イノシシによるCSF感染拡大防止を図るための防疫措置など、総合的なCSF対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、防疫措置等の明確な解除基準を設定するとともに早期解除に向けた取組を推進すること。

12. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう、国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、万全の措置を講じること。

13. 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策を推進するとともに、都市自治体や林業経営者が行う主伐・再造林等の取組に対する支援を充実すること。
また、林業の経営安定化に係る財政措置を拡充すること。

14. 計画的な森林施業や私有林等の整備、林道・作業道の維持管理等、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

15. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。

また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。

16. 再生可能エネルギー由来の発電設備に係る林地開発については、関係省庁が引き続き共同で発電設備の適正な導入及び管理のあり方や更なる対応強化に向けた検討を行うこと。

特に、森林法については、「伐採及び伐採後の造林の届出等」の制度が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、本制度を利用し許可を逃れる脱法的な開発行為が行われることがないように、都道府県知事の開発行為の許可に関する規定の強化について早急に検討すること。

あわせて、現行制度下における脱法行為防止に向けて、一層の啓発に努めるとともに、許可基準等の適正な運用を促すこと。

17. 水産政策の着実な推進

(1) 水産資源管理制度の運用に当たっては、漁業者等関係者の理解と協力を得たうえで、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画により推進すること。

(2) 諸外国の日本産水産物などの輸入規制に関し、引き続き国の責任において国際社会に向け科学的根拠に基づいた説明を行うなど輸出再開に向けた取組を強化するとともに、影響を受けた漁業者の救済に万全の措置を講じること。

また、国内水産物の消費拡大に向けた取組や海外も含めた新規の販路開拓への支援を講じること。

(3) 関係諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。

(4) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制

を一層強化するとともに、密漁の発生防止に向けて万全の対策を講じること。

- (5) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう、漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続・拡充するとともに、水産基盤整備等に必要な財政措置を講じること。

また、地域の活性化を図る取組である海業を推進するため、十分な予算を確保すること。

18. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、改良復旧事業について更なる推進を図ること。

脱炭素社会の実現に関する重点提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

(3) 脱炭素地域づくりに取り組むすべての地域や主体の多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付対象、申請上限額、事業期間を大幅に拡充するとともに、所要額を確保すること。

また、それぞれの実情に応じた柔軟な活用ができるよう、より一層の運用改善を図ること。

(4) 地域脱炭素の推進に係る計画策定や庁舎等への太陽光発電設備の設置、電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組が一層推進されるよう、財政措置を拡充するなど積極的な支援を講じること。

特に、令和7年度までとされている脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

(5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

(6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のPDCAサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データ

や知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。

- (7) 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、補助制度の拡充を図るとともに、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材の積極的な活用、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう必要な措置を講じること。

- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。

特に、営農型太陽光発電事業の不適切事案については、改正農地法により厳格な措置を講じることとされているが、その施行状況等を検証し、必要に応じた措置を講じること。

- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、リユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。

3. 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進するとともに実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。

廃棄物・リサイクル対策等の推進に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策等を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など、財政措置を拡充すること。

特に、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。

また、今後の更新需要を見据えた同交付金の見直しに当たっては、都市自治体による施設整備等に支障を来すような過度な要件設定等を行わないこと。

- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、し尿処理施設等すべての廃棄物処理施設を循環型社会形成推進交付金の交付対象とするとともに、解体のみの場合や広域化・集約化に伴い新施設以上に解体施設がある場合等も交付対象とするなど、財政措置を拡充すること。

2. 循環型社会の形成推進

- (1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

- (2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

- (3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

3. 持続可能なプラスチック資源循環の推進

- (1) プラスチック資源の分別収集及びリサイクルに係る費用について、事業者に変更する負担を義務付けるとともに、都市自治体の負担分については十分な財政措置を講じること。
- (2) 分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加等により、分別回収体制の変更や住民への周知、回収・リサイクル設備の効率性向上及び処理能力の確保、中継施設の整備・運営等が新たに必要になるため、財政措置をはじめ、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこと。
- (3) 住民の協力による適正な分別排出が促進されるよう必要な措置を講じるとともに、事業者による自主回収の拡大、民間リサイクル事業者の技術開発・インフラ整備に係る支援、再生素材の利用促進等に責任を持って取り組むこと。
- (4) 事業者がプラスチック資源循環に資する環境配慮設計やリユース容器・製品の利用、過剰な使用の削減、代替素材への転換等に取り組める環境を整備すること。

4. 家電リサイクル制度の見直し

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。
- (2) 不法投棄された廃家電製品の撤去運搬・リサイクル費用等については、国費による財政支援制度を創設するなど、広く関係者が負担を分かち合う仕組みを充実すること。
- (3) 義務外品の回収について、今後の販売方法・購買行動の多様化等に見合った、小売業者の引取義務が徹底して果たされる仕組みを構築すること。
- (4) 「家電リサイクル法」で定められた対象品目要件を緩和し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガス類等を使用した除湿器など、市町村によるリサイクル等が困難な製品を対象品目に追加すること。

5. 容器包装リサイクル制度については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬・選別保管等に係る負担を軽減すること。

6. 旅行客等が排出するごみの回収等に係る経費について、地方交付税の算定において入込客数を反映するなど、財政措置を講じること。
7. 海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）対策に係る財政措置を充実すること。
また、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の実態把握及び発生抑制対策を推進すること。
8. 浄化槽の老朽化にともなう整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
9. 有機フッ素化合物（P F O S及びP F O A）については、科学的知見の集積を行い、健康影響や農畜産物等への影響を明らかにするとともに、その対策等を早急に示すこと。
また、健康被害等の発生が懸念される場合には、必要な方策を早期に示すとともに、都市自治体が行う取組に対して財政支援措置を講じること。
10. 有害鳥獣対策については各地で対応に苦慮しており人身被害も急増していることから、市街地及び人里へ出没したクマ類等の捕獲に当たっては、捕獲従事者の安全を図り、現場の状況に応じた適切な方法で確実かつ迅速に捕獲できるよう、緊急時における鳥獣保護管理法第38条に係る銃器の取扱いを見直すとともに、必要な機材や人材の配置及び指揮系統の構築等の体制整備を図ること。
鳥獣保護管理法の見直しに当たっては、以下の事項について特段の措置を講じること。
 - (1) 従前の取組状況も踏まえ、警察官職務執行法や銃刀法等の関係法令や関係省庁との役割分担についての調整を十分に行い、現場において混乱が生じることなく、都市自治体及び従事者が安心して鳥獣被害対策を実施できるよう、ガイドライン等において明確かつ詳細に示すとともに、解釈にばらつきが生じないように丁寧な周知・説明すること。
 - (2) 都市自治体のみならず、連携が必要となる関係機関に対しても国の責任において十分に周知すること。また、銃猟の実施や捕獲従事者の社会的重要性について周知徹底に努め、クマ類等の捕獲に対する国民の理解増進を図ること。

- (3) 都道府県によってはクマ類等の捕獲を制限している場合もあることから、改正法との整合を図るとともにクマ類等の保護管理対策への支援を進めること。
- (4) 鳥獣被害対策における市町村の果たすべき役割が大きくなっていることも踏まえ、国において確実かつ十分な財政措置を講じること。
- (5) 捕獲の担い手不足は全国的に顕在化していることから、国主体の研修会等の技術的支援や捕獲者の待遇充実に向けた支援を行うなど、対応可能な人材育成・確保について、国においても積極的に取り組むこと。